

条例改正に伴う新旧対照表

平成27年

奈良市議会6月定例会

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表			別表		
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
	奈良市バリアフリー基本構想推進協議会	奈良市バリアフリー基本構想推進についての調査審議に関する事務		奈良市バリアフリー基本構想推進協議会	奈良市バリアフリー基本構想推進についての調査審議に関する事務
	奈良市住居表示審議会	住居表示に関する法律に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務		奈良市空家等対策推進協議会	空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等についての協議に関する事務
	略	略		奈良市住居表示審議会	住居表示に関する法律に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務
	略	略		略	略

奈良市情報公開条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書の開示をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすること</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書の開示をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすること</p>

現行	改正案
により、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。) (3)～(6) 略	により、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。) (3)～(6) 略

奈良市個人情報保護条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。）</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合にあつては、当該部分を除く。）</p>

現行	改正案
<p>(4)～(8) 略 (個人情報保護審議会)</p> <p>第43条 次に掲げる事項を処理させるため、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) この条例_____の規定によりその権限に属することとされた事項</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略 (他の制度との調整)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(4)～(8) 略 (個人情報保護審議会)</p> <p>第43条 次に掲げる事項を処理させるため、奈良市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(1) この条例及び奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第_____号。以下「特定個人情報保護条例」という。）の規定によりその権限に属することとされた事項</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2～6 略 (他の制度との調整)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例の規定（第3章の規定を除く。）は、実施機関における特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報の取扱い並びに同条第4号に規定する保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、<u>適用しない。</u></p>

奈良市職員の再任用に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第2条 <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4及び第28条の5並びにこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第2条 <u>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4及び第28条の5並びにこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>

奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(副市長の退職手当の特例)</p> <p>第2条 平成26年10月1日において 副市長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第7条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>	<p>(副市長の退職手当の特例)</p> <p>第2条 平成25年7月31日において市長の職にあった者の同日を含む任期中に副市長に選任された者の当該選任された日を含む任期に係る退職手当は、奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年奈良市条例第29号)第7条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>

奈良市共同浴場条例 新旧対照表

現行	改正案																						
(名称及び位置) 第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 共同浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 375 517 422">名称</th> <th data-bbox="517 375 1064 422">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 422 517 470">奈良市東之阪共同浴場</td> <td data-bbox="517 422 1064 470">奈良市東之阪町14番地の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 470 517 518">奈良市西之阪共同浴場</td> <td data-bbox="517 470 1064 518">奈良市西之阪町29番地の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 518 517 566">奈良市横井共同浴場</td> <td data-bbox="517 518 1064 566">奈良市横井二丁目250番地の13</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 566 517 614">奈良市古市西共同浴場</td> <td data-bbox="517 566 1064 614">奈良市古市町1, 503番地の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 614 517 657">奈良市杏中共同浴場</td> <td data-bbox="517 614 1064 657">奈良市杏町386番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4	奈良市西之阪共同浴場	奈良市西之阪町29番地の1	奈良市横井共同浴場	奈良市横井二丁目250番地の13	奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1, 503番地の1	奈良市杏中共同浴場	奈良市杏町386番地の1	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 375 1514 422">名称</th> <th data-bbox="1514 375 2065 422">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 422 1514 470">奈良市東之阪共同浴場</td> <td data-bbox="1514 422 2065 470">奈良市東之阪町14番地の4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 470 1514 518">奈良市横井共同浴場</td> <td data-bbox="1514 470 2065 518">奈良市横井二丁目250番地の13</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 518 1514 566">奈良市古市西共同浴場</td> <td data-bbox="1514 518 2065 566">奈良市古市町1, 503番地の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 566 1514 614">奈良市杏中共同浴場</td> <td data-bbox="1514 566 2065 614">奈良市杏町386番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4	奈良市横井共同浴場	奈良市横井二丁目250番地の13	奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1, 503番地の1	奈良市杏中共同浴場	奈良市杏町386番地の1
名称	位置																						
奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4																						
奈良市西之阪共同浴場	奈良市西之阪町29番地の1																						
奈良市横井共同浴場	奈良市横井二丁目250番地の13																						
奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1, 503番地の1																						
奈良市杏中共同浴場	奈良市杏町386番地の1																						
名称	位置																						
奈良市東之阪共同浴場	奈良市東之阪町14番地の4																						
奈良市横井共同浴場	奈良市横井二丁目250番地の13																						
奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町1, 503番地の1																						
奈良市杏中共同浴場	奈良市杏町386番地の1																						